

諮問日：平成29年4月17日（平成29年度（最情）諮問第9号）

答申日：平成29年7月3日（平成29年度（最情）答申第18号）

件名：司法研修所からのお知らせの開示判断に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「司法修習生のいずみ寮への入寮を許可するかどうかの基準，及びいずみ寮の部屋の割当基準が書いてある文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，平成28年8月1日付け司法研修所事務局長「司法研修所からのお知らせ」（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し，開示した判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成29年2月13日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

司法修習生のいずみ寮への入寮を許可するかどうかの基準が書いてある内部文書が存在するはずである。また，最高裁判所事務総長の説明を前提としても，司法研修所への通所圏内の住居が具体的にどこであるかを定めた文書が存在するはずである。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法修習生の入寮については，個々の入寮希望者の事情等を考慮し，利用可能な宿泊施設の収容能力の範囲で入寮を許可する運用をしている。入寮の許否の運用は，本件開示文書の要領第3の3記載の基準を基に行っており，本件開

示文書以外の文書を作成していない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年4月17日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月25日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年5月19日 審議
- ⑤ 同年6月30日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人の主張は、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書があるというものであり、最高裁判所事務総長の説明は、本件開示文書記載の基準に基づいて入寮の許否の運用をしており、本件開示文書以外に本件開示申出文書を保有していないというものである。

そこで最高裁判所事務総長の上記説明につき検討すると、本件開示文書のうち要領第3の3には、入寮の許否について、「入寮希望者が収容可能人数を超える場合、まず通所圏内に住居を有しない者を優先的に割り当てる。この割当て後なお収容が可能な場合、その余の入寮希望者について、現在の住所地又は自宅（実家を含む。）等の住所地から司法研修所までの通所時間等を踏まえて割り当てるが、抽選の方法によって割り当てる場合がある。」という具体的な記載があることからすれば、本件開示文書記載の基準に基づいて入寮の許否の運用をしているという上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書を保有しているというべき事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示文書以外に本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示

文書以外に本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正 人